

第58期定時株主総会招集ご通知に際しての インター ネット 開示事項

新 株 予 約 権 等 の 状 況

業務の適正を確保するための体制

連 絡 注 記 表
個 別 注 記 表

（2019年3月1日から）
（2020年2月29日まで）

株式会社ヤマザワ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://yamazawa.co.jp>) に掲載し、御提供いたします。

新株予約権等の状況（2020年2月29日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	新株予約 権 の 数	新株予約権の目的と なる株式の種類と数	新株予約権の行使に 際して株式を発行す る場合の株式の発行 価額及び資本組入額	新株予約権を行使する こ と が で き る 期 間	新株予約権を有 す る 者 の 人 数
第1回新株予約権 (2009年7月28日)	21個	普通株式210株	発行価額 1,269円 資本組入額 635円	2009年7月30日から 2039年7月29日まで	当社取締役1名
第2回新株予約権 (2010年7月27日)	48個	普通株式480株	発行価額 1,069円 資本組入額 535円	2010年7月29日から 2040年7月28日まで	当社取締役2名
第3回新株予約権 (2011年7月26日)	49個	普通株式490株	発行価額 1,109円 資本組入額 555円	2011年7月28日から 2041年7月27日まで	当社取締役2名
第4回新株予約権 (2012年7月27日)	74個	普通株式740株	発行価額 1,320円 資本組入額 660円	2012年7月29日から 2042年7月28日まで	当社取締役3名
第5回新株予約権 (2013年6月25日)	72個	普通株式720株	発行価額 1,380円 資本組入額 690円	2013年6月27日から 2043年6月26日まで	当社取締役3名
第6回新株予約権 (2014年6月27日)	83個	普通株式830株	発行価額 1,493円 資本組入額 747円	2014年6月29日から 2044年6月28日まで	当社取締役3名
第7回新株予約権 (2015年6月26日)	120個	普通株式1,200株	発行価額 1,611円 資本組入額 806円	2015年6月28日から 2045年6月27日まで	当社取締役5名
第8回新株予約権 (2016年6月27日)	118個	普通株式1,180株	発行価額 1,600円 資本組入額 800円	2016年6月29日から 2046年6月28日まで	当社取締役5名
第9回新株予約権 (2017年6月26日)	110個	普通株式1,100株	発行価額 1,705円 資本組入額 853円	2017年6月28日から 2047年6月27日まで	当社取締役5名
第10回新株予約権 (2018年6月25日)	134個	普通株式1,340株	発行価額 1,806円 資本組入額 903円	2018年6月27日から 2048年6月26日まで	当社取締役7名

第11回新株予約権 (2019年6月28日)	196個	普通株式1,960株	発行価額 1,601円 資本組入額 801円	2019年6月30日から 2049年6月29日まで	当社取締役 8名
---------------------------	------	------------	---------------------------	------------------------------	----------

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を交付しておりません。
2. 新株予約権と引換えに払い込みは要しないものとしております。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円（1個当たり10円）としてお
ります。
4. 新株予約権を有する者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間
に限り、一括してその権利行使することができるものとしております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年3月28日の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し【内部統制システム基本方針】を決議し、2015年7月29日の取締役会において全面改定いたしました。改定後の基本方針は、以下のとおりあります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

- (1) 当社は、当社グループの全員が共有する「ヤマザワグループ企業行動規範」を制定し、各ステークホルダーに対する社会的責任の基本姿勢をはじめとして、取締役及び執行役員並びに従業員の行動指針を具体的に明示する。
同規範においては、経営活動の基本をコンプライアンス（法令遵守）の徹底と定め、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に違背することのない、誠実かつ公平な、企業倫理に基づく企業活動を遂行することを基本姿勢とする。
- (2) 取締役及び執行役員は、前項の基本姿勢を遵守することが最も重要であると認識して職務を遂行し、取締役会は、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。
- (3) 取締役及び執行役員は、財務報告に係る適正性・信頼性の確保と事業活動に関わる法令等の遵守を図るため、内部統制システムの整備を行い、継続して運用及びその有効性の評価を行う。
- (4) 内部監査室は、業務運営の状況を監査し、法令及び社内規則の遵守を図る。監査の結果については、監査役会及び取締役会へ定期的に報告する。
- (5) 当社は、取締役及び執行役員並びに従業員による法令及び定款・社内規程に違反する行為を早期に発見し、是正することを目的に、社内及び外部機関への内部通報制度（内部通報ホットライン）を整備する。
内部通報があった場合には、代表取締役社長直轄の組織であるコンプライアンス委員会で審議し、その結果を取締役会及び監査役会へ報告する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの全社的な推進と実効性確保に向けた諸施策の企画を行い、コンプライアンス活動の推進及び実行にあたる。
- (6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に防ぐ。万が一、不当な要求を受けた場合には、警察や弁護士等の外部機関と連携し毅然とした態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役及び執行役員は、意思決定や職務執行等に係る重要な情報について、法令及び当社文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

- (2) 電子情報については、取扱う個人を限定し、個人毎に適切なパスワード管理を行い、情報漏洩を防止する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 当社は、想定されるリスクに関する社内規程を制定し、必要に応じて研修や訓練を行いリスク管理体制を確立する。
- (2) 取締役会は、環境・経済的要因等による社会情勢の変化や当社グループの状況に鑑みて、適時リスク管理体制の見直しを行う。
- (3) 全社的対応は総務部が、各部門の所管業務に関する対応は当該部門が行うこととし、万が一、不測の事態が発生した場合には、当社危機管理規程に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害を最小限に留めるよう努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役会は、取締役会規程に基づき取締役の職務を明確にし、経営意思決定と職務執行の効率化を図る。
- (2) 当社は、より迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入する。取締役会で選任された執行役員は、取締役の指揮のもと執行役員職務規程に基づき業務執行を行う。
- (3) 取締役及び執行役員は、取締役会や経営戦略会議等において、中期経営計画に基づく年度計画に対する進捗状況を月次、四半期毎に確認し、その後の対応策を検討する。
- (4) 取締役及び執行役員は、取締役会や経営戦略会議並びに店長会議等において、各担当職務に関する情報や、当社グループ（各営業店舗・本部等）に関する情報を正確に把握・共有し、効率的な業務運営を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 当社は、「ヤマザワグループ企業行動規範」を全従業員に配布し、コンプライアンスと企業倫理意識の向上を図る。
- (2) 当社は、内部通報制度の窓口を設置し、当社の従業員が直接情報を提供・相談することができる体制を整備するとともに、通報者がそのことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないよう、当人並びにその個人情報について保護する。

6. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号 イ, ロ, ハ, ニ)

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役会には、当社の取締役等が同席し、重要事項について審議、決定を行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理に関する規程は、当社の社内規定等を準用する。万が一、不測の事態が発生した場合には、当社の取締役及び監査役に速やかに報告し、当社の関連部署とその対応について協議し、損害を最小限に留めるよう努める。

- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、取締役会の他、必要に応じて種々の会議体を設置し、子会社各社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるような体制を整備する。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 子会社は、「ヤマザワグループ企業行動規範」を全従業員に配布し、コンプライアンスと企業倫理意識の向上を図る。
- (2) 当社が設置する内部通報制度の窓口は、当社グループ全体で共有するものであり、子会社は、子会社の従業員が直接情報を提供・相談することができる体制を整備するとともに、通報者がそのことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないよう、当人並びにその個人情報について保護する。
- (3) 子会社の取締役等の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
当社は、監査役がその職務を補助すべき担当者を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、必要と認める人員を配置する。
8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)
- (1) 監査役の職務を補助すべき担当者への指揮命令権限は、すべて監査役にあり、取締役会及び取締役等の指揮命令を受けないものとする。なお、当社は、当該担当者がそのことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないようにする。
- (2) 当該担当者の人選、人事考課、異動及び処遇の変更等に関しては、監査役の意見を尊重し事前の承認を得るものとする。
9. 当社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
監査役の職務を補助すべき担当者は、監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の内容について監査役に報告するものとし、監査役の同意無くして監査役以外の者にその内容を伝達しないものとする。
10. 当社の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号 イ, ロ)
イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役及び執行役員並びに従業員は、監査役に下記の報告を行う。
- ・当社グループの経営、業績に著しく損害を及ぼす恐れがあると考えられる場合、直ちにその事実
 - ・当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員の行為が、法令もしくは定款に違反する、又は違反する恐れがあると考えられる場合、直ちにその事実
 - ・その他当社グループの業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、直ちにその事実
- (2) 監査役は、必要に応じて当社の取締役及び執行役員並びに従業員に対し、監査に必要な書類等の提示や説明を求めることができ、求められた者は、それに応じるものとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、株主総会及び取締役会に出席するとともに、経営戦略会議や店長会議等あらゆる会議に出席することができ、種々の重要事項について報告を受けることができる。
- . 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) 子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に下記の報告を行う。
- ・当社グループの経営、業績に著しく損害を及ぼす恐れがあると考えられる場合、直ちにその事実
 - ・当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員の行為が、法令もしくは定款に違反する、又は違反する恐れがあると考えられる場合、直ちにその事実
 - ・その他当社グループの業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、直ちにその事実
- (2) 監査役は、必要に応じて子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者に対し、監査に必要な書類等の提示や説明を求めることができ、求められた者は、それに応じるものとする。
- (3) 子会社は、監査役への報告体制及び内部通報ルートを明確にし、全従業員に周知する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第5号)
当社グループは、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないよう、当人並びにその個人情報について保護する。
12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続を求めた場合には、担当部署において審議のうえ、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除

き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (2) 当社は、監査役が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求めた場合には、担当部署において審議のうえ、当該請求が監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- (1) 監査役は、その職務の執行にあたり、いかなる者からも制約を受けることなく、独立して取締役の職務執行を監査することができる。
- (2) 当社グループは、監査役監査の重要性を十分に理解し、監査の環境を整備するように努める。
- (3) 監査役は、代表取締役並びに会計監査人と定期的に会合を開催する。

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社 3社

(株)ヤマザワ薬品

よねや商事(株)

(株)サンコー食品

②非連結子会社 2社

(株)粧苑ヤマザワ

(株)ヤマザワ保険サービス

非連結子会社 2社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社 2社及び関連会社（株）横手エス・シー）はいずれも小規模であり、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外いたしました。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産	
商品	
店舗	売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
生鮮センター及びドライセンター	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
製品・仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
原材料・貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）定率法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

無形固定資産（リース資産を除く。）定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員へ支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金	ヤマザワポイントカード制度に基づくポイント付与による将来の負担に備えるため、付与されたポイントの未回収額に対し過去の回収実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
商品券回収損失引当金	負債計上中止後の未回収商品券の回収による損失に備えるため、過去の回収実績率に基づき将来の回収見込額を計上しております。
④退職給付に係る会計処理の方法	
退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によつております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
小規模企業等における簡便法の採用	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
⑤のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
⑥消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。
(表示方法の変更)	
（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。	
(未適用の会計基準等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） 	
(1) 概要	国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に關

する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 36,086百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物及び構築物 19百万円

②担保に係る債務

固定負債その他 31百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
ヤマザワ中田店 (宮城県仙台市) 他20店	店舗	土地及び建物等
賃貸不動産及び遊休資産 (山形県米沢市)	遊休資産	建物及び構築物

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また、賃貸不動産及び遊休資産及び売却予定資産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗及び遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（644百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物及び構築物294百万円、土地244百万円、借地権105百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地及び建物については、原則として不動産鑑定評価額により評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,960千株	-千株	-千株	10,960千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	70千株	0千株	9千株	60千株

- (注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2019年5月28日開催の第57期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	147百万円
1株当たり配当額	13円50銭
基準日	2019年 2月28日
効力発生日	2019年 5月29日

2019年9月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	147百万円
1株当たり配当額	13円50銭
基準日	2019年 8月31日
効力発生日	2019年11月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2020年5月28日開催の第58期定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	147百万円
1株当たり配当額	13円50銭
基準日	2020年2月29日
効力発生日	2020年5月29日

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,250株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については、四半期毎に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、すべて1年内の支払期日です。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円) *	時価(百万円) *	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,178	7,178	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	193	193	—
(3) 支払手形及び買掛金	(7,875)	(7,875)	—
(4) 短期借入金	(4,550)	(4,550)	—
(5) 未払金	(2,300)	(2,300)	—

*負債に計上されているものについては()で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1)現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3)支払手形及び買掛金、(4)短期借入金並びに(5)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額159百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,582円30銭
(2) 1株当たり当期純損失	△20円25銭

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗及び事務所が存する土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～39年と見積もり、割引率は0.0%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,142百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	35百万円
時の経過による調整額	22百万円
資産除去債務の履行による減少額	△34百万円
期末残高	1,165百万円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

商品

店舗

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

生鮮センター及びドライセンター

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～50年

②無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員へ支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ポイント引当金

ヤマザワポイントカード制度に基づくポイント付与による将来の負担に備えるため、付与されたポイントの未回収額に対し過去の回収実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑤商品券回収損失引当金

負債計上中止後の未回収商品券の回収による損失に備えるため、過去の回収実績率に基づき、将来の回収見込額を計上しております。

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定期間（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は発生年度に一括処理しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行わってきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	116百万円
短期金銭債務	667百万円
長期金銭債務	10百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 27,886百万円

(3) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	19百万円
----	-------

②担保に係る債務

預り保証金	31百万円
-------	-------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	0百万円
仕入高	4,204百万円
その他の営業収入	971百万円
その他の営業費用	51百万円
その他の営業外収益	6百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
ヤマザワ中田店 (宮城県仙台市) 他11店	店舗	土地及び建物等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また、賃貸不動産及び遊休資産及び売却予定資産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（343百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地及び建物については、原則として不動産鑑定評価額により評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	70千株	0千株	9千株	60千株

- (注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	16百万円
賞与引当金	76百万円
減価償却費	842百万円
退職給付引当金	89百万円
未払役員退職慰労金	1百万円
ポイント引当金	170百万円
減損損失	1,019百万円
資産除去債務	308百万円
投資有価証券評価損	228百万円
棚卸資産	113百万円
その他	124百万円
繰延税金資産小計	2,990百万円
評価性引当額	△950百万円
繰延税金資産合計	2,040百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△101百万円
固定資産圧縮積立金	△133百万円
有価証券評価差額金	△6百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△244百万円
繰延税金資産の純額	1,795百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)ヤマザワホーム(注2)	被所有 直接4.5%	社宅の賃借	賃借料の支払等(注3)	11	前払費用	—

(注) 1.上記の取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

2.当社名誉会長山澤進及びその近親者が議決権の100%を直接保有している会社との取引であります。

3.取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に1度交渉のうえ賃借料金額を決定しております。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	山澤 進	被所有 直接2.9%間接17.8%	当社 名誉会長	ストックオプションの権利行使	10	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,387円14銭

(2) 1株当たり当期純損失 △7円35銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。